

日本原子力学会2026年秋の大会@愛媛大学城北キャンパス

倫理委員会企画セッション

中部電力の不正行為事案を契機とした倫理的課題への向き合い方
～倫理委員会は何を考え、何に取り組んできたのか～

[1C_PL03]

(3) 基準地震動策定に係る不正行為事案を踏まえた 倫理委員会の対応

2026年9月9日

倫理委員会 幹事

神谷 昌伸（日本原電）

倫理委員会企画セッション

中部電力の不正行為事案を契機とした**倫理的課題への向き合い方**
～**倫理委員会は何を考え、何に取り組んできたのか**～

お集まりの皆さんに感謝 !!

倫理規程の意義は？ 使い方は？
倫理的な行動につなげるには？



皆さんと共に、“わがこと**”として考え続けていきたい。**

倫理規程 前文（抜粋）

（前略）本規程がより多くの原子力関係者に共有され、本規程に則った行動がとられることが必要である。このため、**我々会員は**、本規程の精神を理解し、原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指して**率先垂範する**。

憲章 5. 専門職原則

会員は、**原子力の専門家として誇りを持ち**，携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また，その成果を積極的に社会に発信し，かつ**交流して学術および技術の発展に努める**とともに，人材の育成と活性化に取り組む。

5－3 経験からの学習と共有・継承

会員は，**成功・失敗を問わず，過去の経験や他国ないし他分野の経験からも教訓を学びとる**。もって，事故・故障の再発防止や類似事態の発生防止に努めるとともに，必要な情報の共有と，その継承にも努める。

5－7 会員間の協力による困難の克服

会員は，**個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき，所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ，その困難を克服するよう努める**。また，他の会員が協力を求めているときには，積極的に応答する。

問題が起きる前に/起きてしまった後も

日本原子力学会 倫理委員会

◆原子力学会の常置委員会…2001年設置

◆倫理委員会の任務 (倫理委員会規程)

- (1) 本会の制定した**倫理規程 (前文、憲章、行動の手引)** の改定案の作成等、倫理規程に関する事項
- (2) 倫理問題の**事例集**や教材の発行
- (3) **研究会の実施等…年会・大会の企画セッション、倫理研究会**
- (4) 原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査
- (5) **倫理問題に関する意見の表明**
- (6) その他必要な事項

◆倫理委員会の役割、責務 (倫理委員会運営細則)

- (1) 倫理規程制定の基本精神に基づき、**規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくこと**
- (2) **会員が**、原子力界はもとより、昨今の技術と社会との狭間において生じている事柄を、**常に自らの問題として捉えられること**
- (3) **会員が**、原子力に携わる者、あるいは技術者として、**誇りと高い倫理感を持つ必要性を強く認識すること**
- (4) 自己の確立に向け、**会員一人ひとりの倫理的判断力と行動力を高めるためのサポートをすること**

<http://www.aesj.or.jp/ethics/>



日本原子力学会倫理委員会
THE AESJ ETHICS COMMITTEE

日本原子力学会 | お問い合わせ | サイトマップ | サイト内検索

TOPページ 倫理規程 委員会概要 活動内容 技術倫理 リンク・PDF集

◆倫理規程が改定されました。
(2025年5月29日)
◆倫理意識向上のための事例集

新 着 情 報

- 2026. 8.27 : 議事録
- 2026. 5.19 : 中部電力(株) 原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案を踏まえた提言
- 2026. 5.15 : 2026年春の年会セッション結果概要
- 2026. 5.15 : 倫理研究会結果概要 (第23回)
- 2025. 5.29 : 倫理規程改定
- 2022.11. 8 : 倫理規程制定20年シンポジウム結果概要

倫理規程	委員会概要	活動内容	技術倫理
倫理規程とは 前文・憲章・行動の手引 Code of Ethics & Guideline of Conduct 用語集 規程制定の経緯 過去の規程改定の経緯	委員長挨拶 委員会の役割 委員名簿 関連規則 議事録 会議予定 お問い合わせ先	活動概要 意見表明 企画セッション 研究会 シンポジウム 事例集 掲載記事 コラム	技術倫理とは？ 1.倫理とは 2.職業と倫理 3.技術と社会 4.技術者特有の倫理 5.技術系学協会の倫理綱領 6.倫理教育の状況・取組

年	倫理規程の制定・改定，見解等の公表	社会に大きな影響を与えた原子力事故等
1995		旧動燃：もんじゅ2次系Na漏洩事故・ビデオ隠し
1997		旧動燃：アスファルト固化処理施設火災爆発事故
1998		旧原電工事：使用済燃料輸送容器データ改ざん発覚
1999	倫理規定制定委員会第1回会合	BNFL：MOX燃料製造データ改ざん発覚、JCO：臨界事故
2001	倫理規程制定、倫理委員会発足	
2002	委員会提言(点検データ改ざん問題)	東電：自主点検記録改ざん等
2003	倫理規程改定(1回目)	
2004		関電：美浜3号機 二次系配管破断事故
2005	委員会見解(二次系配管破損事故) 倫理規程改定(2回目)	
2007	委員会提言(発電設備に係る不正・不適切事案問題) 倫理規程改定(3回目)	各社：発電設備のデータ改ざん等の不適切事案公表 北陸電：志賀制御棒引き抜け事故発覚 東電：中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災
2009	倫理規程改定(4回目)	
2010		中国電：島根原子力発電所点検不備問題公表
2011	委員会見解(保守管理ならびに定期事業者検査に係わる問題) 倫理規程改定(5回目)	東電：福島第一原子力発電所事故
2014	倫理規程改定(6回目)	
2018		
2019		関電：金品授受問題発覚
2020	委員会見解(金品授受問題)	
2021	倫理規程改定(7回目)	東電：IDカード不正使用問題、核物質防護機能の一部喪失事案の発覚
2022	委員会見解(核物質防護機能一部喪失事案) 倫理規程制定20年シンポジウム	
2025	倫理規程改定(8回目)	
2026	委員会声明、提言 (基準地震動策定不正行為事案)	中部電：基準地震動策定に係る不適切行為事案公表

倫理委員会による声明・提言（2026年）

1月5日 中部電力事案公表

1月15日 **理事会声明** 中部電力(株)浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案について（声明）

1月20日 中部電力(株) 原子力発電所の**基準地震動策定に係る不正行為事案に関する声明**

3月31日 中部電力報告

5月19日 中部電力(株) 原子力発電所の**基準地震動策定に係る不正行為事案を踏まえた提言**

1. はじめに

2. **原子力に携わるすべての方々への提言** ～倫理規程に照らした考察～

- (1) 技術者倫理の基本の再確認
- (2) 真実性原則、誠実性原則・正直性原則の観点
- (3) 専門職原則、有能性原則の観点
- (4) 組織文化の醸成の観点

原子力に携わる
すべての方々へ

3. **当事者・関係者への提言** ～今後の原因究明、再発防止策の立案に向けて～

- (1) 本事案が生じた業務を取り巻く環境に係る検討
- (2) 技術的事項に係る検討

中部電力、規制当局

原子力学会理事会への投げ掛け

4. 倫理委員会の今後の取組み

中部電力(株) 原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案を踏まえた提言

1. はじめに

2026 年1月5日、中部電力は、同社の浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、基準地震動の策定を不適切な方法で行っていたことを公表した（以下「本事案」）。

日本原子力学会（以下「本会」）倫理委員会（以下「本委員会」）は、本事案について、原子力安全に直結する耐震設計の基盤となる評価（基準地震動の策定）において、**同社自らが規制当局に対する説明とは異なる不正な方法を意図的に用いたことは決して許されないことであり、同時に、社会との信頼関係を根幹から破壊する極めて重大かつ遺憾なものである**こと等の声明を1月20日付で公表し、本事案の原因究明等の進展に応じて日本原子力学会倫理規程（以下「倫理規程」）に照らした具体的な検討を進めることとした。

その後、公開されている原子力規制委員会・原子力規制庁（以下「規制当局」）による中部電力に対する検査の状況や、中部電力による報告書（3月31日に公表、以下「中部報告書」）は、いずれも限定的な情報にとどまっており、**原因究明等は途上**にある。

このような段階にあるが、**本事案が技術者倫理の観点から多くの問題を含むと考えられる**ことから、本委員会としては、中部報告書の内容や、過去の不正事案等について議論してきた実績等に基づき、本委員会による考察や推測も織り込みつつ、現段階で、**原子力に携わるすべての方々、および本事案の当事者・関係者に対する提言**を発することが重要と判断し、本書をとりまとめたものである。

2. 原子力に携わるすべての方々への提言 ～倫理規程に照らした考察～

本委員会は、原子力に携わるすべての方々、本事案を自らの問題として捉えて教訓を学びとり、類似事案の発生防止に取り組むため、特に以下の**四つの観点**からの提言の趣旨を踏まえて、**倫理的によりよい行動がとられるよう、実効的な改善に取り組むことを求める。**

(1) 技術者倫理の基本の再確認

原子力に携わるすべての者は、使用済燃料輸送容器データ改ざん問題（1998年）、原子力発電所の点検データの改ざん問題（2002年、2007年）、東京電力福島第一原子力発電所事故（2011年）等、原子力に係る事故・不正問題が生じるたびにそれらの経験から教訓を学びとり、倫理的によりよい行動を追求してきたはずであった。

本委員会としては、あらためて**技術者倫理の基本に立ち返り、原子力および放射線の平和利用と安全確保のために、倫理規程がより多くの原子力関係者に共有され、倫理規程に則った行動がとられることが必要**であると考えます。

提言

- ・環境や社会に甚大な負の影響をもたらし得る原子力技術を扱う者は、社会から一種の負託を受け、**特別の責任・倫理感が求められていることを認識する。**
- ・成功・失敗を問わず、過去の経験や他国ないし他分野の経験からも**教訓を学びとり、再発防止や類似事態の発生防止に努める。必要な情報の共有とその継承に努める。**

倫理規程関連箇所：前文、行動の手引 2－1、憲章 4、行動の手引 4－4、憲章 5、行動の手引 5－3

2. 原子力に携わるすべての方々への提言 ～倫理規程に照らした考察～

(2) 真実性原則、誠実性原則・正直性原則の観点

本事案では、審査会合（2019年1月）での「計算条件の異なる「20組の地震動」を計算し、それらの「平均に最も近い波を代表波」として選定する方法」との説明とは異なる「方法①」に加えて、「方法②」を用いていたというものである。また、これらの方法を、上記審査会合での説明以前から用いていた（「方法①」は遅くとも2012年頃以降、「方法②」は2018年以降）。

本委員会は、**審査会合で事実と異なる説明をしていたことは、規制当局や社会を欺く行為であり、誠実性の欠如に当たると考える。**また、「**方法②**」は**データの改ざんに当たると言わざるを得ない**と考える。倫理規程では「規制適合が目的化することへの戒め」を謳っているが【行動の手引2－7】、**本事案はそれ以前の問題として、技術者倫理の基本が蔑ろにされていた**といえる。

提言

- ・客観的な事実を尊重し、事実に基づき行動する。
- ・情報の隠ぺい・改ざんは社会との関係を根幹から破壊することを認識する。
- ・誠実に業務を実施すると同時に、**社会に対して説明できる行動をとる。社会からの信頼を得るには、倫理的によりよい行動を積み重ねていく。**

倫理規程関連箇所：行動の手引1－4、憲章3、行動の手引3－2、憲章4、行動の手引4－1、4－5、4－6

2. 原子力に携わるすべての方々への提言 ～倫理規程に照らした考察～

(3) 専門職原則、有能性原則の観点

本事案は、統計的グリーン関数法を用いた断層モデルによる地震動評価の結果から基準地震動を策定するという専門性の高い業務（「地震動ライン」の業務）において生じたものである。中部電力では、同社の品質保証の仕組み等の中で、原子力土建部内の少人数のレビュー、品質保証担当や地震動ラインから独立した社内専門家によるチェックをしていたが、本事案の未然防止や早期発見には至らなかった。

本委員会としては、**同社内において担当ラインの業務をレビューする等の一定の仕組みはあったが、専門性の高い内容に踏み込んだ問いかけをすることの困難性等から、不正を発見・防止することに繋がらなかった**と考える。一方、**担当ラインの者は、他の者に対する説明責任あるいは応答責任を果たすことができていなかった**と考える。

提言

- ・与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。**不作為による失敗に陥らないよう、自ら判断し、行動する。**
- ・原子力は総合科学技術であり、携わる技術者は、専門家としての誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して誠実に業務を遂行するとともに、**自身の専門分野や担当ライン、あるいは発注者と受注者の垣根を超えて、多分野が協働してはじめて原子力安全が確保されることを常に認識し、行動する。**
- ・組織の運営に責任を有する者は、上記のための仕組みが組織内に構築され、かつ実効的なものになっているか確認する。

2. 原子力に携わるすべての方々への提言 ～倫理規程に照らした考察～

(4) 組織文化の醸成の観点

本事案では、2018年以降、中部電力の原子力土建部内において、「方法①」ないし「方法②」について審査資料に記載されていないことなどを問題視する指摘が複数回にわたってなされていたことは、是正に向けた契機として重要な行動であったと考えられるが、審査資料が改められることはなかった。

このように、(2) および (3) に記載した状況に加えて、内部からの指摘に適切に対応しなかったことにより、結果的に2025年の規制当局に対する外部通報を契機とした指摘を規制当局から受けるまで、同社として不正な状態を認識することができず、**長期間にわたり自らは是正を行うことができなかった**。なお、組織文化との関連は、「3 (1)」でも考察する。

提言

- ・一人ひとりが自らの責任や役割を明確にし、積極的な態度と行動を示すことにより、それぞれの階層でリーダーシップを発揮する。
- ・明白な間違いに対してはその間違いを指摘し、是正するよう働きかける。
- ・組織運営に責任を有する者は、組織に属する者が、倫理的によりよい行動がとれるような組織文化の醸成、環境整備が図れているか、常に確認する。

倫理規程関連箇所：行動の手引1-3、憲章3、行動の手引3-2、憲章7、行動の手引7-1～7-4



3. 当事者・関係者への提言 ～今後の原因究明、再発防止策の立案に向けて～

(1) 本事案が生じた業務を取り巻く環境に係る検討

中部電力、規制当局

技術者は、科学的・技術的な観点にとどまらず、取り巻く様々な状況からもたらされる多様な価値を踏まえ、何らかのバランスを図って自ら判断し、行動している。

倫理規程行動の手引前文では、「相克する多様な価値をバランスよく考慮し、倫理的によりよい行動を探索し、実行することが重要である」ことを謳っている。

本事案は、地震動評価という、前段の断層条件の設定に係る業務と、後段の施設等の耐震設計に係る業務との間に位置する業務において生じたものであることに鑑みると、前後の業務における異なる観点からの要求が地震動ラインの業務に集約され、当事者において大きな葛藤が生じていた可能性が考えられる。このような制約のもとで、当事者が適切な行動を選択するための余地が著しく狭まり、倫理的に逸脱した状況を常態化させてしまった可能性が考えられる。



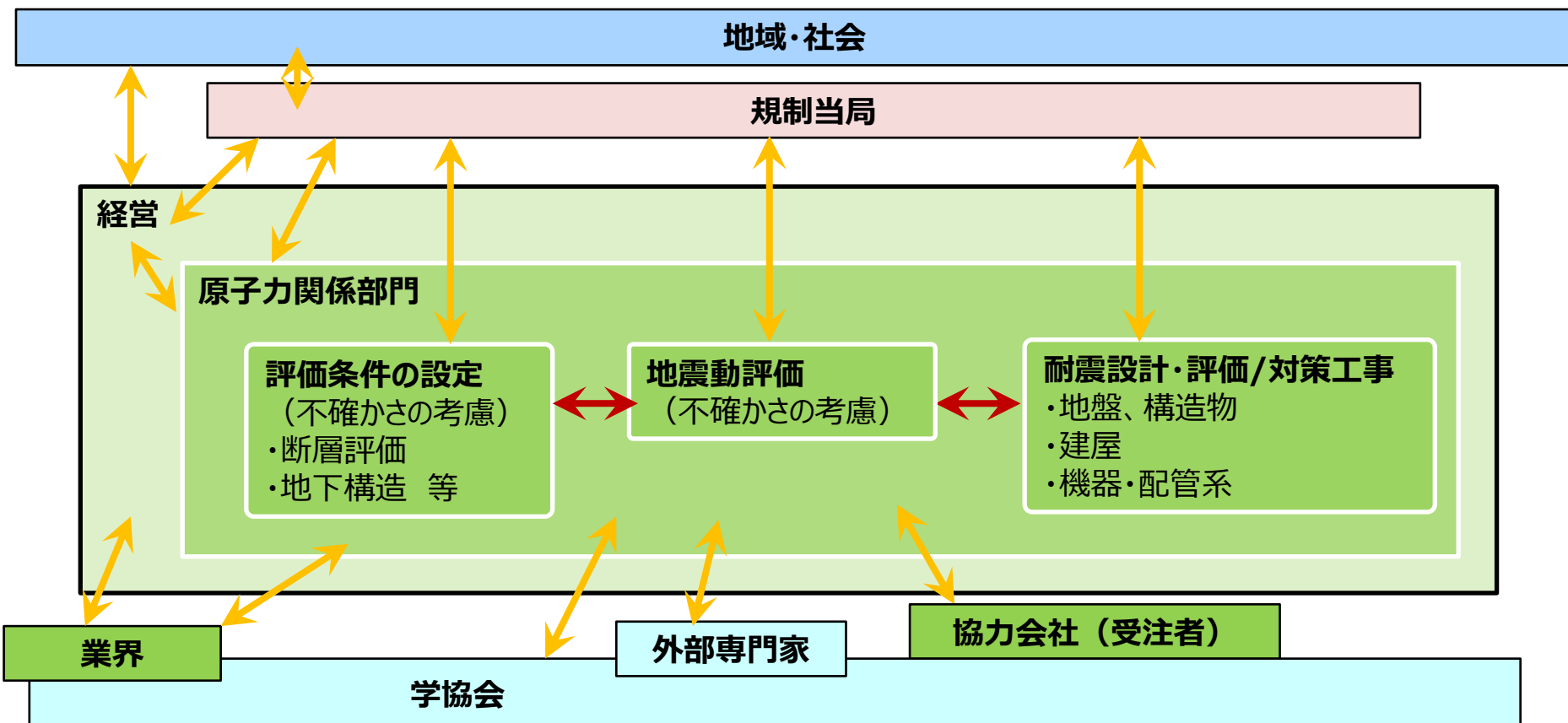
また、関係部署間の情報共有や事前の協議を行うこと自体は、組織として合理的であり安全確保にも資する取組みである一方、意思決定の独立性や判断基準の明確性を損なう形で運用される場合には、結果として適切な判断を困難にする要因ともなり得る。さらに、原子力土建部内において問題点の指摘がなされていたにもかかわらず、長期にわたり是正に至らなかった背景については、上述した当該業務に集約される制約とあいまって、その負担が特定の業務ラインや個人に集中し、組織としての調整・是正機能が十分に働かなかった可能性も含め、深掘りした検討が必要である。

中部電力や規制当局においては、上記を含む本事案を取り巻いていた様々な状況を丁寧に解明したうえで、再発防止策の立案および適切な環境の構築に向けた検討を行うことが求められる。

3. 当事者・関係者への提言 ～今後の原因究明、再発防止策の立案に向けて～

(1) 本事案が生じた業務を取り巻く環境に係る検討

中部電力、規制当局



本事案を取り巻いていた様々な状況：例えば、

- ・当事者の担当ライン内の上下関係
- ・外注作業における受注先との関係
- ・担当ライン以外の者の関与のあり様
- ・担当ラインがおかれた組織内（原子力土建部内、原子力関係部門内、中部電力内）の環境
- ・組織内からの期待のあり様
- ・審査における事業者と規制当局との関係 等

3. 当事者・関係者への提言 ～今後の原因究明、再発防止策の立案に向けて～

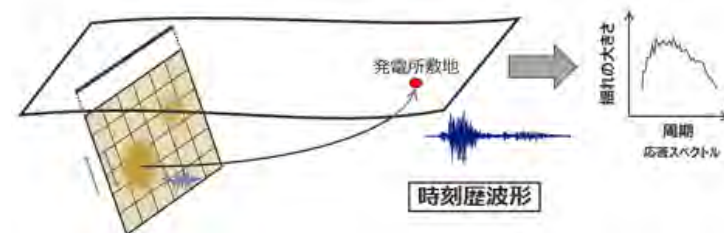
(2) 技術的事項に係る検討

原子力学会理事会への投げ掛け

過去に発覚した技術不正事案においては、技術的判断に一定の裁量が認められる状況のもとで、その裁量の行使に関する根拠や過程が十分に説明可能な形で示されないまま運用されたことが不正につながった事例も見られる。原子力施設の安全確保に一義的な責任を有するのは事業者であるが、近年の規制のあり方として、仕様を詳細に規定するのではなく性能規定とし、事業者の技術的判断とその根拠、ならびに説明責任を重視することが志向されていることを踏まえれば、その適切な運用と説明のあり方が問われる。

本事案は、統計的グリーン関数法を用いた断層モデルによる地震動評価の結果から基準地震動を策定するという専門性の高い業務で生じたものであるが、現時点で中部電力および規制当局から明らかにされている情報は限定的であり、社会に対する説明が十分になされているとは言えない。

＜断層モデルを用いた手法による地震動評価＞



このような状況、および倫理規程で「会員間の協力による困難の克服」【行動の手引 5 - 7】等を謳っていることを踏まえ、**関連する学協会の責務として、本事案に関連した技術的事項について、より説明性および透明性を確保するための検討を速やかに進めるべき**である。原子力の安全は、多分野の協働によりはじめて成り立つものであり、**専門性の高度化に伴い分野ごとの知見が深化するなかにあっても、相互の視点を開き、分野横断的な検討を行うことが不可欠**である。

これに当たっては、「原子力安全の確保に向けた専門家コミュニティとしての責務」を有する**本会が、理事会を中心としてリーダーシップを発揮することを期待**する。

3. 当事者・関係者への提言 ～今後の原因究明、再発防止策の立案に向けて～

(2) 技術的事項に係る検討

原子力学会理事会への投げ掛け

本事案に関連した技術的事項：例えば、

- ・断層モデルによる地震動評価における乱数の取扱い等の検討プロセスの位置づけ
- ・これらの検討プロセスにおける**技術的裁量の範囲**
- ・**地震動評価のための条件設定における不確かさの考慮と断層モデルによる計算における乱数によるばらつきの考慮との関係**
- ・代表波を選定する工学的な方法の説明性
- ・本事案が**浜岡原子力発電所の安全性に与えた影響** 等

本大会を通じた議論の進展を期待…関連学会との協働も

大会1日目 倫理委員会セッション

大会2日目 理事会セッション

浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案の把握と理解

[2A_PL03]**基準地震動設定における保守性について** 高田 毅士先生(東大)

大会3日目 原子力安全部会セッション

中部電力の基準地震動策定に係る不適切事案の背景と対応を考える

[3J_PL01]**地震動評価に係る論点** 糸井 達哉先生(東大)

倫理規程は何のためにあるの？

倫理規程の意義

- ・倫理については、会員は、常日頃から考えているべきことであり、その**道しるべを与えるものとして学会の倫理規程を制定することは有用**と認識。
- ・**倫理問題について議論することは会員の倫理観の向上に役立つ**。
- ・倫理規程は道しるべにすぎず、具体的な行動は、その状況に応じて会員自身で考え、判断し、行動することになる。可能な解を探すのは会員個々の責任。
- ・倫理規程は、会員が**専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考える機会を提供**する。**あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与**する。

参考：日本原子力学会倫理規定制定委員会，日本原子力学会倫理規定案について，日本原子力学会誌，Vol.43，No.4(2001)

(注) 原文の「倫理規定」を、上記では「倫理規程」と現在の使い方に置き換えている。

倫理規程 前文（抜粋）

…**倫理規程は**，会員が，研究，開発，利用，教育等のさまざまな活動を実施するにあたり，**会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範を書き示したものである**。会員は…その業務に携わることに誇りと使命感を持ち，その責務を果たすため，**常に本規程を自分の言葉に置きなおし，自ら考え，自律的に行動する**。

中部事案を踏まえた倫理委員会の今後の活動（議論中）

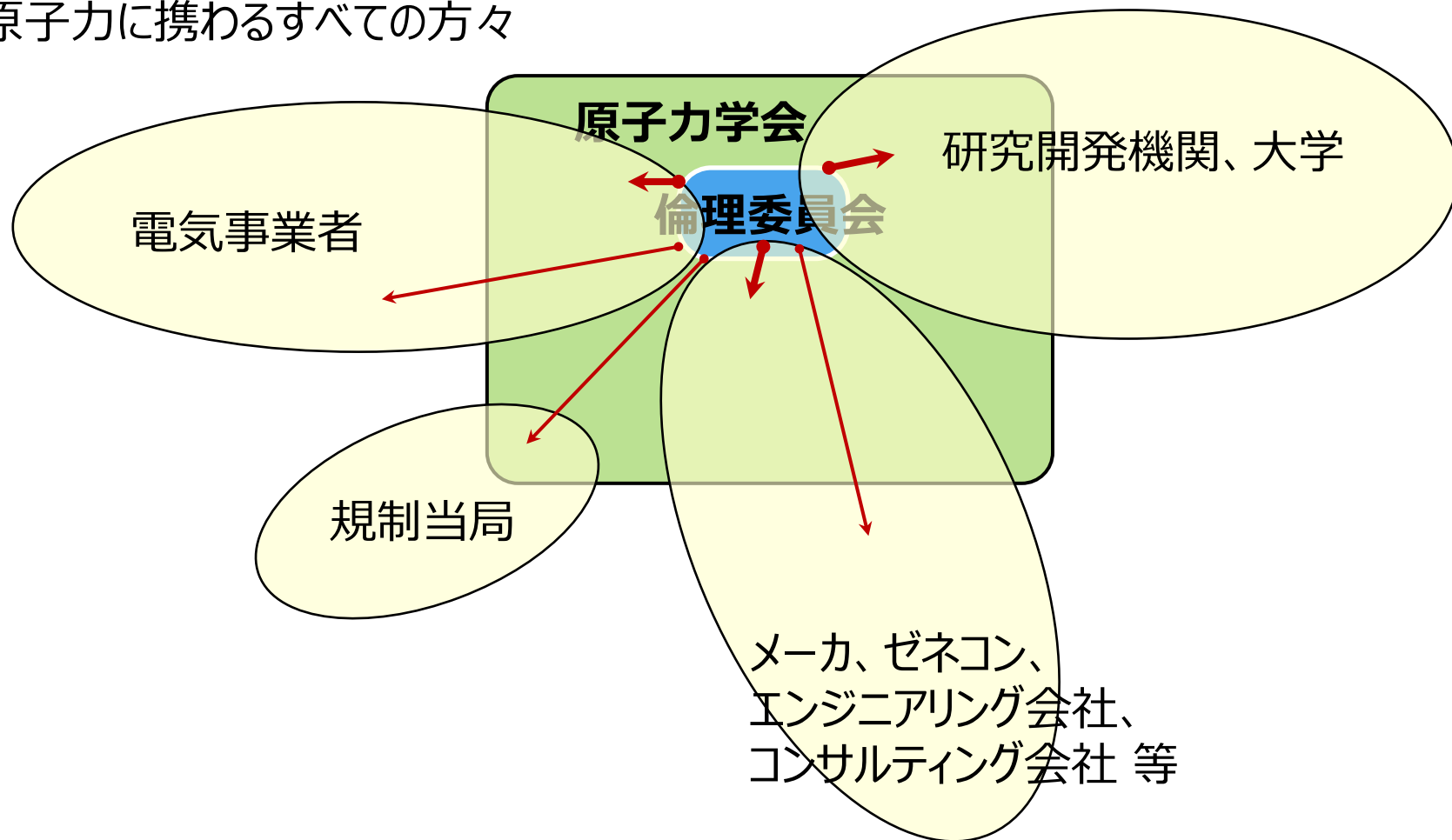
- ・中部事案について継続的にフォローアップしていく。
- ・倫理委員会の**基礎的活動**は引き続き重要 **倫理について考える場の設定**（年会・大会での企画セッション、研究会）
- ・次回倫理規程改定に向けた検討 “**ことばには力がある**”
- ・関係する各組織内へ**倫理規程、委員会活動を浸透させる方策**
 - ・原子力学会内での浸透
 - ・原子力に携わる方が属する他の学会等との連携企画（研究会、シンポジウム） **原子力学会外への情報発信**
 - ・各地での研究会の開催により、各地の方、立地地域の方が参加し易いような形態
- ・倫理について考える素材の充実（あらたな**事例集、ケースメソッド教材、eラーニング**etc）
- ・上記のため、個別WGの設置による活動の充実
- ・委員会の**ダイバーシティの確保 次代に繋ぐ活動**



倫理委員会の基礎的活動

- ・倫理規程の改定
- ・倫理に関わる問題についての発信・・・声明・提言、学会誌投稿、HP
- ・倫理について考える場の提供・・・年会・大会企画セッション、研究会、シンポ

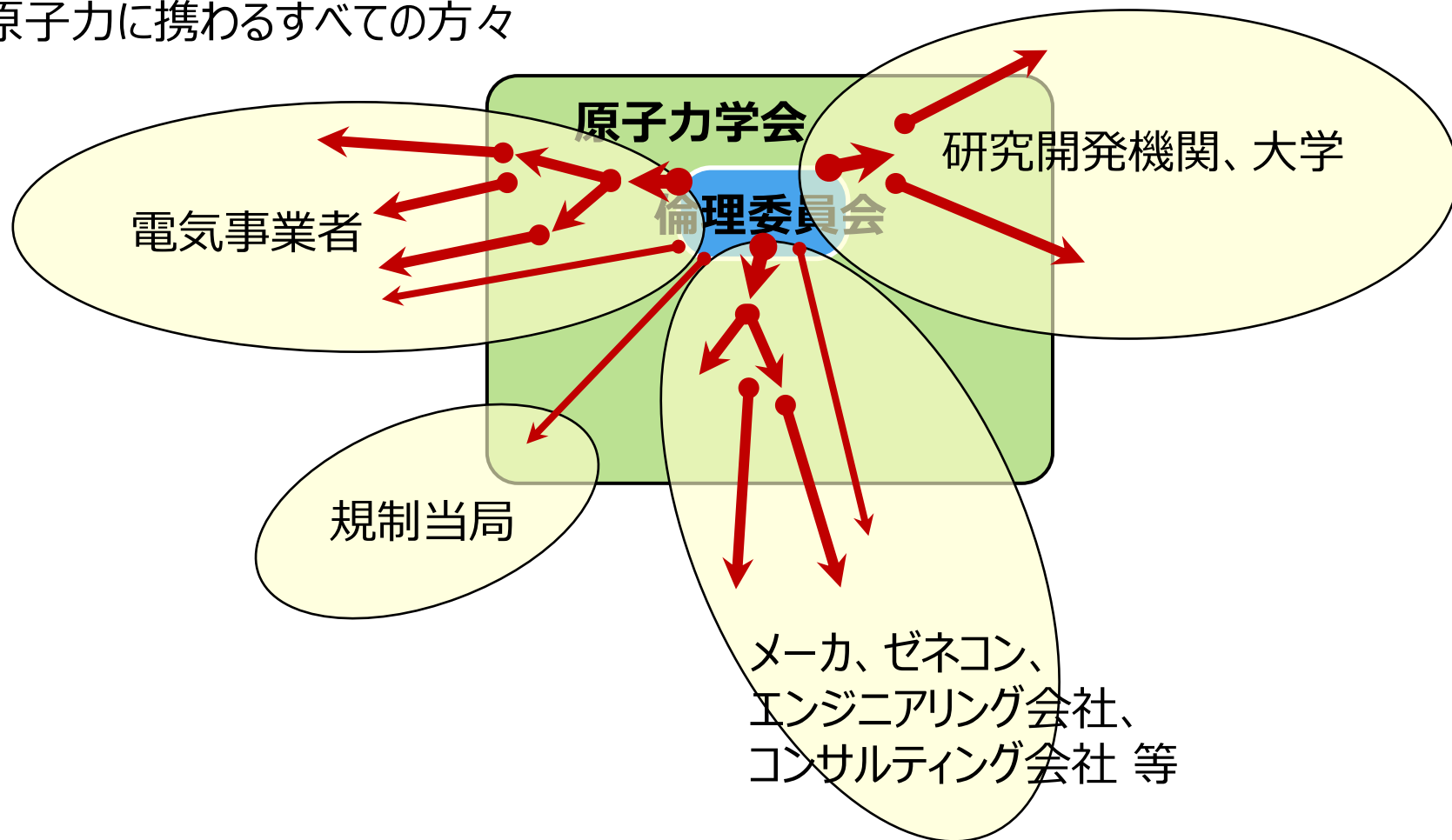
原子力に携わるすべての方々



倫理委員会の基礎的活動

- ・倫理規程の改定
- ・倫理に関わる問題についての発信・・・声明・提言、学会誌投稿、HP
- ・倫理について考える場の提供・・・年会・大会企画セッション、研究会、シンポ

原子力に携わるすべての方々



From: 日本原子力学会情報メールサービス
Sent: Wednesday, **May 20, 2026** 2:00 PM
To:
Subject:

5月19日提言の会員への配信

=== AESJ NEWS 日本原子力学会ニュース ===

中部電力(株) 原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案を踏まえた**提言**

日本原子力学会 倫理委員会

倫理委員会は、中部電力による基準地震動策定に係る不正行為事案を踏まえて、原子力に携わるすべての方々、および本事案の当事者・関係者に対する提言を発出いたしました。提言の内容について、下記URLからご確認ください。

<http://www.aesj.or.jp/ethics/document/pdf/iken/iken20260519.pdf>

倫理委員会は、今後公表される原因究明や再発防止策等を踏まえ、追加の検討や本提言のフォローアップを行ってまいります。

会員の皆様におかれては、本提言をそれぞれの組織内の会員以外の方々、協力企業の方々等と幅広く共有いただき、倫理的な行動を率先垂範されるよう、お願い申し上げます。

参考：日本原子力学会 倫理規程 http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_02/

本件に関する問い合わせ先 倫理委員会 E-mail : ethics@aesj.or.jp

倫理委員会の活動

- ・倫理について考える場を継続的に提供していくことは、倫理委員会の重要な活動
- ・学会での活動(コミュニケーション)は、原子力に携わる者が、所属する組織の枠を超えて、**お互いに高め合うことに意義**がある。
学会での活動を所属する職場にフィードバックすることにより、正のスパイラルが期待できる。
- ・倫理規程や倫理委員会の活動は、そのための効果的な支援となる。
- ・**倫理規程**は、原子力および放射線の平和利用と安全の確保のため、**専門職として誇りを持ち、相互に協力して高め合い、困難を克服して、社会で活躍していくためのポジティブな行動を促すもの。**

“原子力学会には倫理規程がある!!”
“倫理規程を日常的な存在に”

倫理委員会では、中部事案を踏まえた今後の活動について議論を進めている。

これまでの活動を振り返りつつ、**原子力に関わるすべての方々が倫理的によりよい行動をとれるよう**、今後とも真摯に尽力していく。

会員のご支援、ご意見、率先垂範をお願い申し上げます。

ご清聴
ありがとうございました

